

平成二十七年五月十二日受領  
答弁 第二〇九号

内閣衆質一八九第二〇九号

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省参与に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省参与に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十七年四月十七日内閣衆質一八九第一九二号）五についてでお答えしたとおり、外務省として、在沖繩米軍に係る問題や沖繩県及び同県内の市町村の国際交流等について助言を得るため、御指摘の者を外務省参与に任命したものであり、任命に当たっては、御指摘の者にその旨を説明している。

御指摘の発言については、御指摘の者が琉球新報の取材に対して、かかる説明を踏まえた上で、個別の事項についての助言の具体的な内容等を予断することは差し控えたいとの趣旨を述べたものと承知しており、外務省として、特段の問題があるとは考えておらず、御指摘の者に対し、注意等を行う考えはない。